

町田市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 4 年(2022 年)3 月 9 日

提出者 町田市長 石 阪 丈 一

町田市生涯学習センター条例の一部を改正する条例

町田市生涯学習センター条例（平成23年6月町田市条例第28号）の一部を次のように改正する。

次の表に掲げる規定の下線を付した部分について改正する。

改正後	改正前
<p>(施設)</p> <p>第5条 センターには、次に掲げる施設を設ける。</p> <p>(1) 展示・情報コーナー</p> <p>(2) 相談室</p> <p>(3) まちだ中央公民館</p> <p>(まちだ中央公民館)</p> <p>第6条 <u>前条第3号</u>のまちだ中央公民館の設置及び管理については、町田市公民館条例（昭和53年9月町田市条例第44号）の定めるところによる。</p>	<p>(施設)</p> <p>第5条 センターには、次に掲げる施設を設ける。</p> <p>(1) 展示・情報コーナー</p> <p>(2) 相談室</p> <p>(3) まちだ中央公民館</p> <p><u>2 センターには、次に掲げる附属施設を設ける。</u></p> <p><u>名称 生涯学習センター陶芸スタジオ</u></p> <p><u>位置 町田市下小山田町4, 016番地</u></p> <p>(まちだ中央公民館)</p> <p>第6条 <u>前条第1項第3号</u>のまちだ中央公民館の設置及び管理については、町田市公民館条例（昭和53年9月町田市条例第44号）の定めるところによる。</p>

附 則

この条例は、令和4年4月1日から施行する。